改定後(平成30年1月1日以降適用)

- I 共 通 編
- 1. 総 則
- 1. 2 工事施工
- 1.2.22 建設副産物の処理
- 1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、任意の仮設工事にあっては、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2. 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等)などの建設副産物の取扱いに当たっては、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016」、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」、「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。
- 3. 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び 清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建 設副産物適正処理推進要綱」等を遵守しなければならない。
- 4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額 100 万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出しなければならない。また、最終請負金額が 100 万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておかなければならない。

なお、各書類は、特記仕様書等により、別途システムを利用し適正に登録・ 作成しなければならない。

5. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事を請け負う場合は、事前説明(法第12条)、請負契約書への記載(法第13条)、分別解体等及び再資源化等の実施(法第9条及び16条)、完了報告(法第18条)等により、分別解体等及び再資源化等を実施しなければならない。

現行

- I 共通編
- 1. 総 則
- 1. 2 工事施工
- 1. 2. 22 建設副産物の処理
 - 1. 受注者は、掘削等により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。また、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあっては監督職員と協議するものとする。なお、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては監督職員の承諾を得なければならない。
 - 2. 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等)などの建設 副産物の取扱いに<u>あ</u>たっては、「<u>千葉県建設リサイクル推進計画 2009」「「千葉県建設リサイクル推進計画 2009 ガイドライン</u>」「建設副産物の処理基準 及び再生資材の利用基準」「建設発生土管理基準」等に基づき建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。
 - 3. 受注者は、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。
 - (1) 資源の有効な利用の促進に関する法律
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - (4)建設副産物適正処理推進要綱
 - 4. 受注者は、「<u>千葉県建設リサイクル推進計画 2009 ガイドライン</u>」に基づき 請負金額 100 万円以上の工事について、<u>建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、</u>「再生資源利用計画書<u>(実施書)」</u> 及び「再生資源利用促進計画書<u>(実施書)</u>」を作成し、<u>電子データ(建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-)とともに提出しなければならない。</u>
 - 5. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象工事を<u>請負った</u>場合は、事前説明(法第12条)、請負契約書への記載(法第13条)、分別解体等及び再資源化等の実施(法第9条及び16条)、完了報告(法第18条)等により、分別解体等及び再資源化等を実施しなければならない。